

玉村町放課後児童クラブ 余裕教室等活用基本方針

平成31年2月

玉村町

1 基本方針策定の経緯

本町では、近年中央児童館放課後児童クラブにおいて待機児童が発生したため、「子ども・子育て支援事業計画」の見直しを平成29年度に行いました。

平成28年11月には、玉村町議会より「放課後児童対策の推進について」政策提言書が提出され、今後の玉村町の放課後児童対策については、「今までの児童館を中心とした放課後児童クラブだけでは限界である。また、小学生の放課後の生活は小学校生活の延長線上の問題であり、学校施設を利用した放課後児童対策を早急に検討する必要がある。」というものでした。

これらを受けて、見直し計画で推計した放課後児童クラブの必要量を超える提供可能量を確保し、待機児童を解消するための検討及び計画的な整備等を行うため、「放課後子どもたまたまむらプラン行動計画」（以下、行動計画という。）を平成30年1月に策定しました。

この行動計画を基に、各小学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブを推進していくため、この基本方針を策定するものです。

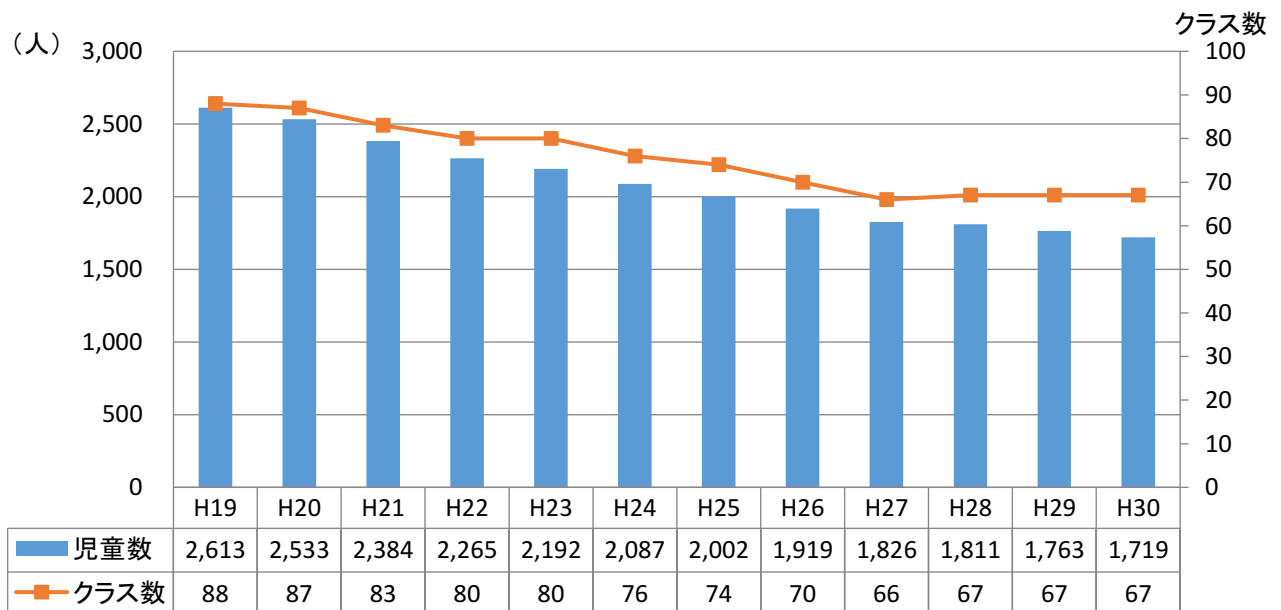
2 町の現状

本町の小学校児童数、クラス数、放課後児童クラブ登録者数等の状況は以下のとおりです。

(1) 小学校児童数とクラス数の推移

少子化傾向のため小学校児童数、クラス数ともに年々減少しています。

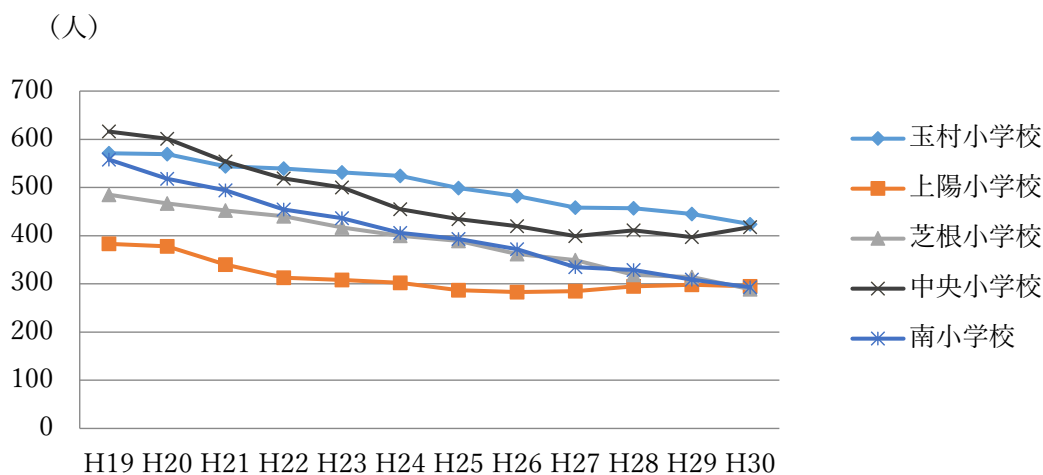
2-1 小学校児童数とクラス数の推移



(2) 学校別児童数の推移

上陽小学校を除く4つの小学校の児童数は年々減少しています。特に南小学校、芝根小学校において減少傾向が顕著です。

2-2 学校別児童数の推移

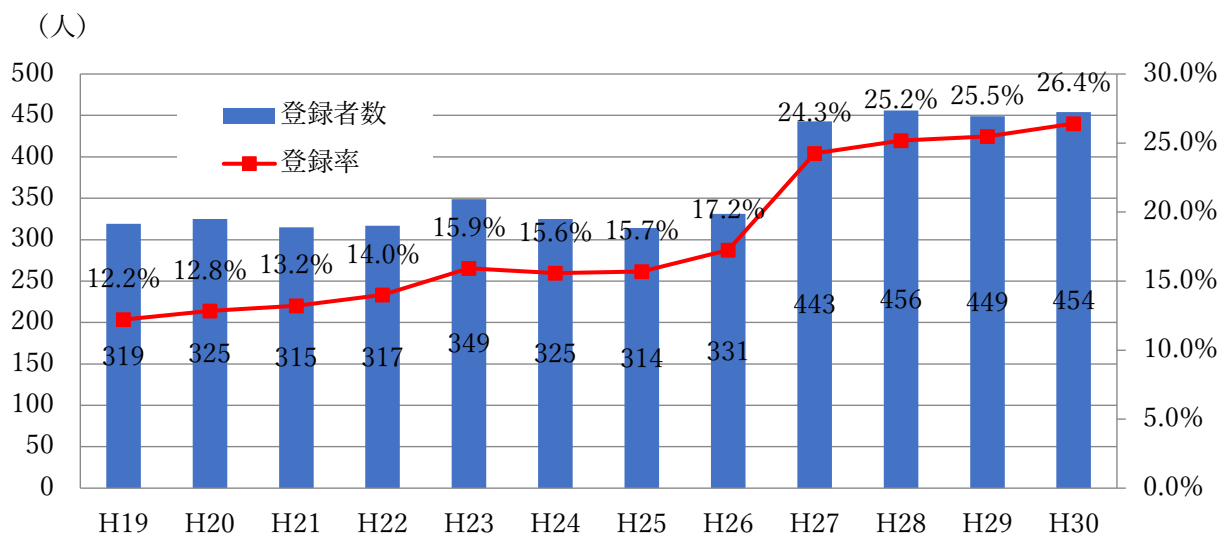


(3) 放課後児童クラブの登録者数と登録率の推移

本町では、「放課後児童クラブ」(対象：小学1～3年生)を併設した児童館を平成6年度から各小学校区に順次配置して、放課後児童対策を行ってきました。平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度により、高学年の児童(4～6年生)もクラブの利用が可能となり登録者数が急増しました。

平成27年から登録者数は横ばいで推移していますが、今後、文化センター周辺分譲の影響で児童数が増加することが予想されます。

2-3 放課後児童クラブの登録者数と登録率の推移



(4) 各小学校の余裕教室の状況

年度	小学校(余裕教室数)				
	玉村小学校	芝根小学校	上陽小学校	中央小学校	南小学校
H29	7(26-19=)	5(20-15=)	1(15-14=)	5(21-16=)	7(21-14=)
H30	7(26-19=)	6(20-14=)	1(15-14=)	4(21-17=)	7(21-14=)

※余裕教室数には、少人数教室、多目的教室、P T A室、資材・教具室等で現在使用されている教室を含むため、活用にあたっては学校との協議が必要です。

3 活用基本方針

児童の安全を最優先として、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保するため、下記のとおり、各小学校及び教育委員会と協議を行い、放課後児童クラブの整備を順次進めることとします。

なお、整備にあたっては、原則として1支援あたりの定員を概ね40人以下とします。

(1) 小学校に余裕教室等がある場合

① 今後の児童数の増加の見込みがない。【玉村小学校、芝根小学校、南小学校】

→ 該当する校舎の余裕教室等を活用して放課後児童クラブの整備を行います。

※玉村小学校については、学校との協議が完了し、平成30年度中に整備

② 今後の児童数の増加の見込みがある。【中央小学校】

→ ア 【待機児童なしの場合】

小学校に余裕教室等ができるまで、引き続き現存の児童館等で継続します。

→ イ 【待機児童ありの場合】

小学校敷地内に、独立した専用施設の整備を行います。

(2) 小学校に余裕教室等がない場合

① 今後の児童数の増加の見込みがない。【上陽小学校】

→ ア 【待機児童なしの場合】

小学校に余裕教室等ができるまで、引き続き現存の児童館で継続します。

→ イ 【待機児童ありの場合】

小学校敷地内に、独立した専用施設の整備を行います。

② 今後の児童数に増加の見込みがある。

→ 小学校敷地内に、独立した専用施設の整備を行います。

(3) その他

【事故等に係る責任の範囲】

放課後児童クラブ専用エリア、共用エリアにかかわらず、放課後児童クラブの開設時間及び児童の登所・降所に要する時間において、放課後児童クラブ利用児童に事故があった場合又は放課後児童クラブ利用児童及び支援員等に起因する事故があった場合は、放課後児童クラブ運営者が責任を負うこととします。

【教室不足により学校教育に支障が生じる場合の対応】

児童数の増加等により教室不足のおそれが生じ、放課後児童クラブとして使用している余裕教室等の返還を受けないと学校教育に支障が生じると判断される場合は、速やかに移転先を確保し、放課後児童クラブとして使用していた余裕教室等を返還するものとします。

以上、本町では、この「玉村町放課後児童クラブ余裕教室等活用基本方針」を基本に、学校教育に支障をきたさないよう留意しながら、余裕教室等の有効的な活用に努めることとします。また、余裕教室等の状況及び児童数の状況等に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【用語について】

- 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後や土曜日、長期休業日に施設を利用して適切な遊びや学習、生活の場を提供するもの。
- 余裕教室：現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室。
- 余裕教室等：余裕教室の他に学校の特別教室、食堂等を含むものとします。